

設計業務委託契約書（案）

収 入
印 紙

1. 委託業務の名称 官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事

2. 履 行 箇 所 伊豆の国市 奈古谷地内

3. 履 行 期 間 着 手 令和 7 年 4 月 1 日
完 了 令和 9 年 3 月 31 日

4. 業 務 委 託 料 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

5. 業務委託料の支払 前払金額

6. 契 約 保 証 金 額

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の委託契約条項と一体となる委託契約（以下「この契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

発 注 者 伊豆の国市長 山 下 正 行 印

受 注 者 住 所
商号又は名称 印
氏 名

委 託 契 約 条 項

目 次

第1節 総則等	1
第2節 知的財産権.....	4
第3節 人員の配置等	5
第4節 業務材料等.....	6
第5節 関連業務、用地に関する事項等.....	7
第6節 調査業務.....	8
第7節 設計業務.....	9
第8節 変更及び中止等	10
第9節 臨機の措置、損害等.....	13
第10節 代金支払い等	15
第11節 契約不適合責任、債務不履行等	20
第12節 解除等.....	21
第13節 その他の事項	25

第1節 総則等

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書記載の委託業務の委託契約に関しこの契約書に定めるもののほか、プロポーザル公告等で発注者が公表した実施方針、募集要項、要求水準書、受注者選定基準、提出書類作成要領、様式集、その他の附属書類及び質問回答書（個別に又は総称して、以下「募集要項等」という。）並びに提案書（提案書及び見積書等を個別に又は総称していう。以下同じ。）、基本協定書（令和7年〇月〇日付で発注者、[]（構成企業のすべてを列挙する。〕で締結された基本協定書をいう。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない、受注者が共同企業体である場合には、共同連帯してこの契約を履行する義務を負う。

2 受注者は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を、この契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、業務目的物を発注者に引渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

〔官民連携みどり区簡易水道整備事業管路更新工事〕

3 発注者は、業務目的物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者（第14条に定める管理技術者をいう。以下同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約並びに募集要項等、提案書及び伊豆の国市業務委託契約約款に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務目的物を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 この契約及び募集要項等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)に定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟については、沼津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

11 （受注者が共同企業体であるときは）発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表企業に対して行うものとし、発注者が当該代表企業に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成企業に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。

12 この契約、基本協定書、募集要項等、提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、(1) この契約、(2) 基本協定書、(3) 要求水準書、(4) 募集要項、受注者選定基準、提出書類作成要領、様式集、その他の附属書類及び質問回答書、(5) 提案書の順にその解釈が優先するものとするが、提

案書が上記（３）及び（４）の書類に示された要求水準より厳格又は望ましい水準を規定している部分は、提案書が上記（３）及び（４）の書類に優先するものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条 この契約に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- ２ 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- ３ 発注者及び受注者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務委託料内訳書及び業務工程表等）

第３条 発注者から請求があった場合においては、受注者は、この契約締結後７日以内に募集要項等及び提案書に基づいて、業務委託料内訳書及び業務工程表を作成して発注者に提出しなければならない。

- ２ 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- ３ この契約の他の条項の規定により履行期間又は募集要項等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中の「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、第２項の規定を準用する。
- ４ 業務委託料内訳書及び業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに該当する保証を付さなければならない。ただし、第３号又は第４号の場合にあっては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を発注者に提出し、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- （１） 契約保証金の納付
- （２） 契約保証金に代わる担保となる有価証券（伊豆の国市契約規則（平成１７年伊豆の国市規則第２９号）第２４条第１項各号に掲げるものに限る。以下同じ。）の提供
- （３） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- （４） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、有価証券の額面金額（伊豆の国市契約規則第11条第1項第3号及び第4号に掲げるものにあつては、発行価額の10分の8に相当する額）、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
 - 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は(i)受注者については破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人、(ii)受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による管財人、又は(iii)受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等によるこの契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 5 業務委託料の変更があつた場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を受注者に請求することができ、受注者は保証の額の減額を発注者に請求することができる。

（業務の調査等）

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の処理状況について受注者に対して報告を求め、又は自ら調査することができる。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、業務目的物（未完成の業務目的物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第7条 受注者は、業務目的物（第50条第1項に規定する指定部分に係る業務目的物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、業務目的物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該業務目的物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該業務目的物が著作物に該当する場合には、受注

者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受注者は、業務目的物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するしないにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該業務目的物を使用又は複製し、また、第66条の規定にかかわらず当該業務目的物の内容を公表することができる。
- 4 発注者は、受注者が業務目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委任等の禁止）

第8条 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者に通知し、その承諾を得なければならない。ただし、発注者が募集要項等において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

（履行報告）

第9条 受注者は、募集要項等及び提案書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（各種申請等）

第10条 受注者は、この契約の履行のために発注者又は受注者に必要とされるすべての申請等の手続きについて、募集要項等及び提案書に定めるところにより、業務を行わなければならない。

- 2 前項に定める申請等の手続きが発注者の責めにより遅延した場合、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第2節 知的財産権

（成果の帰属）

第11条 この契約の実施に伴って生じた一切の業務目的物に対する権利は、この契約に別途定められていない限り、その生じたときから発注者に帰属する。

（特許権等の使用）

第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合

において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第3節 人員の配置等

(監督員)

- 第13条 発注者は、監督員を置いたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、募集要項等で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の管理技術者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 募集要項等及び提案書に基づく業務の履行のための受注者が作成したこれらの図書の承諾
 - (3) 募集要項等及び提案書に基づく工程の管理、立会い若しくは業務の履行の状況の検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の規定による権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面をもって行わなければならない。

(管理技術者)

- 第14条 受注者は、募集要項等及び提案書に従い、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第17条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

- 第15条 受注者は、募集要項等及び提案書に従い、設計業務を開始するまでに、設計業務に係る業務目的物等の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に

通知しなければならない。照査技術者を変更したときも同様とする。

- 2 照査技術者は、第14条に規定する管理技術者を兼ねることができない。

第4節 業務材料等

(地元関係者との交渉等)

第16条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、受注者が行うこの契約に基づく業務（調査・工事を含むがこれに限られない。）に関する合意形成の場合を除き、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(管理技術者等に関する措置請求)

第17条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者（第15条に定める照査技術者をいう。以下同じ。）又は受注者の使用人若しくは第8条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(監督員の立会、業務記録の整備等)

第18条 受注者は、募集要項等において監督員の立会いの上、履行するものと指定された業務については、当該立会いを受けて履行しなければならない。

- 2 受注者は、前項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて募集要項等において業務写真等の記録を整備すべきものと指定した業務を履行するときは、募集要項等で定めるところにより当該記録を整備し、監督員の請求があったときは遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 3 監督員は、受注者から第1項の立会いを求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 前項の場合において、監督員が正当な理由がないのに受注者の求めに遅滞なく応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、書面をもって監督員に通知したうえ、当該立会いを受けることなく、業務を履行することができる。この場合において、受注者は、当該業務の履行を適切に行ったことを証する業務写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

- 5 第2項又は前項の場合において、業務写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第19条 発注者が受注者に支給する業務材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する業務機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、募集要項等に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が募集要項等の定めと異なり、又は使用に適當でないときと認めたときは、受注者は、直ちに書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないとき（第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）その他使用につき適當でないときと認めたときは、直ちに書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があるときと認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面をもって当該支給材料若しくは、貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受注者は、引渡しを受けた募集要項等に定めるところにより、業務の完了、募集要項等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に回復し、損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が募集要項等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

第5節 関連業務、用地に関する事項等

(関連業務の調整)

第20条 発注者は、受注者の履行する業務及び発注者の発注に係る第三者の履行する他の業務が履行上密接に関連する場合において、必要があると認めるときは、その履行につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う業務の円滑な履行に協力しなければならない。

(土地への立入り)

第21条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(業務用地の確保等)

第22条 発注者は、業務用地その他募集要項等において定められた業務の履行上必要な用地（以下「業務用地等」という。）を受注者が業務の履行上必要とする日（募集要項等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された業務用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 業務の完了、募集要項等の変更等によって業務用地等が不用となった場合において、当該業務用地等に受注者が所有又は管理する業務材料、業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該業務用地等を修復し、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、業務用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者の講ずべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
- 6 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

第6節 調査業務

(調査業務)

第23条 受注者は、善良なる管理者の注意をもって、募集要項等及び提案書に規定される調査業務を実施するものとする。また、受注者は、募集要項等及び提案書に規定されるもののほか、設計業

務及び工事業務の実施に必要な測量調査、試掘調査等を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項の調査等を実施するときは、発注者に連絡し、その承諾を得た上で自己の責任及び費用において実施しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による調査等を終了したときは、募集要項等に従い、当該調査等に係る報告書を発注者に提出して、その確認を受けなければならない。
- 4 受注者が第1項の規定により実施した調査等の不備、誤謬等又は受注者が十分な調査等を行わなかったことから生じる責任及び追加的な費用は、受注者が負担する。

第7節 設計業務

(設計業務)

第24条 受注者は、善良なる管理者の注意をもって、募集要項等及び提案書に従い、設計業務を行うものとする。

- 2 受注者は、業務の設計に関する一切の責任を負うものとする。
- 3 受注者は、設計業務を行うにあたり、定期的に発注者との打合せを行うとともに、必要に応じて設計内容の協議を行うものとする。

(照査業務)

第25条 受注者は、募集要項等及び提案書に従い、設計業務について照査を行い、設計内容について発注者の承諾を得なければならない。

(検査及び引渡し)

第26条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、発注者は、当該検査の結果を書面により受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、直ちに当該給付に係る目的物を発注者に引渡すものとする。
- 4 受注者は、業務が第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補その他必要な措置を講じ、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補等の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を適用する。

(法令変更による設計変更等)

第27条 この契約の締結日以降、関連する法令等の新設又は改正により、設計変更が必要となった場合、受注者は、発注者に対し、設計変更の承諾を求めるものとする。

- 2 前項の規定により受注者が発注者に設計変更の承諾を求め、発注者がそれを承諾する場合におい

て、募集要項等の変更が必要となったときは、発注者はこれを変更することができ、受注者は、発注者が変更した募集要項等に基づいて設計業務を行わなければならない。

- 3 前項の規定により、受注者が設計変更を行う場合において、当該変更により受注者に追加的な費用が発生するときは、発注者が当該追加的な費用を合理的な範囲で負担するものとし（但し、業務のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法の場合を除く。）、費用の減少が生じるときは、発注者と受注者が協議の上、業務委託料を減額するものとする。
- 4 第2項の規定による設計変更に起因して業務目的物等の引渡しの遅延が見込まれるときは、発注者と受注者が協議の上、履行期間を変更することができる。

第8節 変更及び中止等

（条件変更等）

第28条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 募集要項等の資料の間で内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 募集要項等に誤り又は脱漏があること
 - (3) 募集要項等の表示が明確でないこと
 - (4) 履行上の制約等募集要項等に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が一致しないこと
 - (5) 募集要項等で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行わなければならない。
 - 3 前項の規定による調査は、受注者を立ち合わせて行わなければならない。ただし、受注者が立ち会わないときは、この限りでない。
 - 4 発注者は、受注者の意見を聴いた上、第2項の調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査終了後14日以内に、その内容を受注者に通知しなければならない。ただし、当該期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 5 前項の調査の結果により、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、募集要項等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 6 前項の規定により募集要項等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(募集要項等の変更)

第29条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、書面により募集要項等の変更内容を受注者に通知して、募集要項等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第30条 業務用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより業務目的物等に損害を生じ若しくは業務現場の状態が変動したため、受注者が業務を履行できないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務現場を維持し、若しくは労働者、業務機械器具等を保持するための費用その他の業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第31条 受注者は、発注者が第46条、第49条又は第50条の規定において準用される第44条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず、支払をしないときは、業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合において、受注者は、直ちにその理由を明示した書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務現場を維持し、若しくは労働者、業務機械器具等を保持するための費用その他の業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第32条 受注者は、募集要項等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき募集要項等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、募

集要項等の変更を受注者に通知するものとする。

- 3 発注者は、前項の規定により募集要項等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期限の設定)

第33条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第34条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした委託業務延長申請書をもって履行期間の延長を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。
- 3 発注者は、履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第35条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面をもって工期の短縮を受注者に求めることができる。

- 2 前項の規定による場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第36条 この契約において認められる履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第34条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日とし、前条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第37条 この契約において認められる業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、受注者に増加費用を必要とする事由又は損害が発生した日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第9節 臨機の措置、損害等

(臨機の措置)

- 第38条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による場合においては、受注者は、その講じた措置の内容を直ちに監督員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
 - 3 監督員は、災害防止その他業務の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を講ずることを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。
 - 5 前項の規定に基づき発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第39条 業務目的物の引渡し前に、業務目的物又は業務材料について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項に規定する損害を除く)は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第40条 業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（募集要項等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち業務の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者が負担する。
- 4 前2項に規定する場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第41条 業務目的物の引渡し前に、天災等（募集要項等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、業務の出来形部分において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び募集要項等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下、第6項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における業務目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える業務内容の変更)

第42条 発注者は、この契約の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて募集要項等を変更することができる。この場合において、募集要項等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(税制変更等に係るリスク分担)

第43条 この契約に基づく本業務に関連して消費税以外の税制の変更がなされた場合、かかる税制の変更による費用の増加の負担については次のとおりとする。

(1) 法人の利益に係る税制度の変更(法人税率等)は、受注者の負担とする

(2) 業務に直接の影響を及ぼす税制度の変更は、発注者の負担とする

- 2 発注者は、前項に規定する税制変更により、受注者に係る費用の減少が生じると認めるときは、受注者との協議により業務委託料を変更することができる。

第10節 代金支払い等

(業務委託料の支払)

第44条 受注者は、業務目的物が第26条第2項の規定による検査に合格したときは、請求書に請求明細書を添えて業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から40日以内に業務委託料を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により第26条第2項の規定による期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の規定による期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

- 第45条 発注者は、第26条第3項の規定による引渡し前においても、業務目的物の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務目的物を使用する場合は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により業務目的物の全部又は一部を使用したことによって、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

- 第46条 受注者は、保証事業会社と、履行期間の完了日を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、発注者に対して業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。
 - 4 受注者は、業務委託料が10分の2以上減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるとときは、受注者は、その減額のあった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
 - 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 6 受注者には、第4項に規定する期間内に返還すべき金額を返還しなかったときは、当該期間を経過した日から返還した日までの期間の日数に応じ、その返還すべき金額につき、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（保証契約の変更）

- 第47条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

い。

- 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、遅滞なく変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、履行期限を変更した場合には、遅滞なく、その旨を保証事業会社に通知するものとする。

(前払金の使用等)

第48条 前払金を次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める費用に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。

- (1) 設計及び調査：材料費、労務費、外注費、機械購入費（業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料
- (2) 測量：材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該委託業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料

(部分払)

第49条 受注者は、業務の完了前に業務の出来形部分並びに発注者が部分払の対象とすることを認めた業務現場に搬入済みの業務材料に相当する業務委託料相当額（以下「出来高金額」という。）

の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来形部分並びに業務現場に搬入済みの業務材料の確認を業務委託出来高検査申請書をもって発注者に求めなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立ち会いの上、募集要項等に定めるところにより、当該確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知するものとする。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認の通知があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求があった日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、出来高金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が出来高金額を定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ (出来高金額－既に部分払の対象となった出来高金額(以下「前回出来高金額」という。)) $\times$ $\left(\frac{9}{10}\right)$

－ 前払金額 $\times$ $\left(\frac{\text{出来高金額} - \text{前回出来高金額}}{\text{業務委託料}}\right)$

(部分引渡し)

第50条 業務目的物について、発注者が募集要項等において業務の完了前に引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第26条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「目的物」とあるのは「指定部分に係る目的物」と、第44条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第44条第1項の規定により請求することのできる部分引渡しに係る業務委託料の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相当する業務委託料の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第44条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る業務委託料の額} = \text{指定部分に相当する業務委託料の額} \times \left(1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{業務委託料}} \right)$$

(継続費又は債務負担行為に係る契約の特例)

第51条 発注者は、継続費又は債務負担行為に係る契約の特例については、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）及び当該支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、別表「支払予定に関する事項」に定めるとおりとする。

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(継続費又は債務負担行為に係る契約における前払金の特例)

第52条 発注者は、継続費又は債務負担行為に係る契約における前払金については、第46条第1項中「履行期間の完了日」とあるのは「履行期間の完了日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第46条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度における第53条に規定する出来高予定額（前会計年度末における第49条第1項の出来高金額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、第53条第2項の規定により当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該会計年度の出来高予定額から前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の規定により準用される第46条の規定にかかわらず、契約会計年度に前払金を支払わないことができる。
- 3 発注者は、必要があると認めるときは、第1項の規定により準用される第46条の規定にかかわらず、契約会計年度に翌会計年度以降分の前払金を含めて支払を行うことができる。この場合にお

いて、次項及び第5項の規定は、適用しない。

- 4 発注者は、前会計年度末における出来高金額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、第1項の規定により準用される第46条の規定にかかわらず、出来高金額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を行うことができない。
- 5 前会計年度末における出来高金額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、受注者は、出来高金額が当該出来高予定額に達するまで第46条第1項の規定により締結した保証期限を延長するものとする。この場合においては、第47条第3項の規定を準用する。

(継続費又は債務負担行為に係る契約における部分払の特例)

- 第53条 継続費又は債務負担行為に係る契約において、部分払いを請求することができる額は、第49条第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq (\text{出来高金額} - \text{前回出来高金額}) \times \left(\frac{9}{10}\right) - \text{当該会計年度の前払金額} \times \left(\frac{\text{出来高金額} - \text{前回出来高金額}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}\right)$$

- 2 前会計年度末における出来高金額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について、部分払を請求することができる。この場合において、部分払金の額は、前項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{出来高超過額} \times \frac{9}{10}$$

- 3 前項の規定により当該会計年度の当初に出来高超過額について部分払をしたときは、当該会計年度における他の部分払金の額については、第1項の算定式中「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額－出来高超過額」と読み替えるものとする。
- 4 前会計年度末における出来高金額が、前会計年度までの出来高予定額に不足する場合には、受注者は、当該不足額（以下「出来高不足額」という。）に相当する出来高金額を上げた後の当該会計年度最初の部分払のときに、出来高不足額を含めて部分払を請求しなければならない。この場合における部分払金の額は、次の式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{部分払金の額} \leq & \text{出来高不足額} \times \left(\frac{9}{10}\right) - \text{前会計年度の前払金額} \times \left(\frac{\text{出来高不足金額}}{\text{前会計年度の出来高予定額}}\right) \\ & + (\text{出来高金額} - \text{前回出来高金額} - \text{出来高不足額}) \times \left(\frac{9}{10}\right) - \text{当該会計年度の前払金額} \\ & \times \left(\frac{\text{出来高金額} - \text{前回出来高金額} - \text{出来高不足額}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}\right) \end{aligned}$$

- 5 継続費又は債務負担行為に係る契約において、第52条第3号の規定により契約を締結した会計年度に翌会計年度以降分の前払金を含めて前金払した場合の部分払金の額は、前3項の規定にかか

わらず、第49条第6項の算定式によるものとする。

(第三者による代理受領)

第54条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第44条(前条において準用する場合を含む)又は第49条の規定に基づく支払をしなければならない。

第11節 契約不適合責任、債務不履行等

(契約不適合責任)

第55条 発注者は、引き渡された業務目的物が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、業務目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、事前に発注者の承諾を得た上で、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 業務目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第56条 発注者は、引き渡された業務目的物に関し、第26条第3項(第50条第1項において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることにより行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、業務目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を遅滞なくを受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていた、又は重過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 8 引き渡された業務目的物の契約不適合が募集要項等の記載内容、発注者の指図又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指図又は貸与品等が不適當であることを知りながら又は重過失によって知らずこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅延の場合における損害金等）

- 第57条 発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第50条の規定による部分引渡しを受けた部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額とする。
 - 3 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により、第44条第2項（第50条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

第12節 解除等

（発注者の解除権）

- 第58条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときであつて、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微で

あるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき
- (2) その責めに帰すべき理由により履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき
- (3) 第14条及び第15条に定める技術者を設置しなかったとき
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき
- (5) 第61条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ）が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（受注者の役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員、暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき

カ 受注者が、下請契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

キ 暴力団関係業者を下請負契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき

- 2 受注者は、前項の規定により契約が解除された場合においては、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による解除）

第59条 発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じて、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項に規定する排除措置命令、又は受注者のいずれかに違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定により課徴金の納付命令が確定したとき
- (2) 受注者（受注者の役員又は使用人を含む。）に関して、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき
- (3) 受注者が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき
- (4) 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項各号による解除の場合に準用する。

（その他の解除）

第 60 条 発注者は、業務が完了しない間において、前 2 条に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第 61 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第 29 条の規定により募集要項等を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき
 - (2) 第 30 条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えたときは、6 月。）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
 - (3) 発注者が、この契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 62 条 前条各号に掲げる場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 63 条 発注者は、この契約が解除された場合においては、業務の出来形部分を検査の上、当該検

査に合格した部分及び部分払の対象となった業務材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたものは発注者に帰属し、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第46条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第49条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の規定による出来形部分に相当する業務委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第58条又は第59条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年率2.5%の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第60条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の規定による出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は業務の出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、業務用地等に受注者が所有又は管理する業務材料、業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、業務用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、業務用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の講ずべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第58条又は第59条の規定による発注者の解除権の行使であるときは発注者が定め、第60条の規定による発注者の解除権の行使であるとき又は前条の規定による受注者の解除権の行使であるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の講ずべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 第58条又は第59条の規定により発注者が契約を解除した場合において、発注者は、第1項に

規定する出来形部分に相当する業務委託料から当該違約罰を控除することができる。

(賠償の予約)

第64条 受注者は、この契約に関して第59条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず賠償金として業務委託料の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第65条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約罰を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日までの日数に応じ、年率2.5%の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年率2.5%の割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

第13節 その他の事項

(秘密の保持)

第66条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第67条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定める。

別表「支払予定に関する事項」（第51条関係）

1 支払予定

この契約の各会計年度の受注者への支払いは、出来高に応じて行うものとする。

なお、各会計年度の支払限度額は次のとおりとする。

税込

会 計 年 度	総 額 (千 円)	年割額 (千円)	備 考
令和7年度	46,750	46,750	
令和8年度		0	
令和9年度		0	
令和10年度		0	
令和11年度		0	

2 その他

年割額は、当該年度の支払額が上限に達しなかった場合は、次年度に繰り越しが可能である。